

11/9 (水)～15 (火)は秋季全国火災予防運動です

消しましょう その火その時 その場所で (全国統一防火標語)

11月9日(水)から15日(火)までの7日間、秋季全国火災予防運動が行われます。この運動は火災が発生しやすい時季に、火災予防意識の一層の普及と火災発生防止を行い、逃げ遅れなどによる死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

富士山南東消防本部 裾野消防署
☎995-0119



設置していますか？ 住宅用火災警報器

火災から大切な家族の命を守るため、住宅用火災警報器をまだ設置していない方は早急に設置をお願いします。火災を早期に発見することで、初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減します。全国全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器を点検しましょう

警報器設置の義務化から10年となりますが、設置されている警報器がいざという時に正常に作動するように定期的に点検が必要です。

メンテナンス▶長く取り付けをしていると、ほこりなどが付いて誤作動の原因にもなります。定期的に乾いた布で拭き取りましょう。

点検方法▶警報器から下がっているひもや、押しボタンがついている場合には、これらを引く、押すなどして作動点検を行います。

交換時期▶警報器の電池交換はおおむね10年目を目安にしてください。交換時期が近づくと、警報器本体からブザーや音声で知らせるものもあります。

消火器の危険性

古い消火器を使用すると破裂事故の起こる可能性があります。その原因となるのが、永年放置された古い消火器本体の腐食が最も大きな要因です。訓練であっても使用しないでください。

消火器の維持管理

- ・古い消火器は設置しないこと。
- ・高温、多湿のところに置かないこと。
- ・本体容器に変形や塗装が浮くなどのさびの発生がないこと。
- ・ふたは変色、変形、傷やさびが発生していないこと。
- ・安全栓が抜かれていないこと。
- ・ホースに亀裂や折れがないこと。
- ・点検や処分は専門業者に依頼すること。

市防火標語

**火の元は
心で用心
目で確認**

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災物品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- 高齢の方や体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

